

徳島県告示第四百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術機関が開設している施術所の所在地の変更について、次のとおり届出があった。

令和五年十月二十日

徳島県知事 後藤田 正 純

施術者の氏名		施術所の名称		施術所の所在地	変更年月日
中本 勝也	藤野 和也	なかもと整骨院	藤野接骨院		
阿波市土成町水田 字金屋二八七	美馬市脇町野村四 三九四―一	旧	新	令和五年三月 二十四日	同 五月 一日
板野郡藍住町矢上 字安任八八―一一	美馬郡つるぎ町貞 光字宮下三―二				